

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。また、許可の有効期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
いわし・かつお・まぐろ中型まき網漁業	2	5 トン以上 15 トン未満の申請のあった総トン数	定めない	いわしを目的とする場合は、神奈川県 の地先海面。 かつお・まぐろを目的とする場合は、城ヶ島灯台正南線以西の神奈川県 の地先海面。 但し、城ヶ島灯台と江の島灯台、長者ヶ埼突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台、江の島灯台と二子山凹点、高麗山頂点と岩戸山頂点、酒匂川河口左岸と初島東端、魚見埼と真鶴町笠島南端の各見通し線及び神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央点から初島灯台の中心点を見通す	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただし、かつお、まぐろを目的とする場合は、5 月 1 日から 8 月 31 日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地※がある者	1. 火光を利用してはならない。 2. 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 3. 2 そうまきでの操業とする。※	令和 8 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで

				線を0度とし、同中央点から左回りに34度20分の線、以上の各連絡線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。				
いわし中型まき網漁業	2	5トン以上20トン未満の申請のあった総トン数	定めない	神奈川県 の 地先海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地※がある者	同上	同上

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

※許可時に組となる船舶を指定する